

京都市上下水道局告示第24号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年10月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

京都市伏見区深草池ノ内町2番地の34

株式会社奥谷管工

代表取締役 奥谷 浩之

2 変更事項

代表取締役奥谷文男から代表取締役奥谷浩之に変更

3 指定期間

平成16年10月15日から平成17年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)